

令和6年10月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第28809号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年5月30日

判 決

5

主 文

1 被告aは、原告1に対し、220万円及びこれに対する令和4年8月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被告グローは、原告2に対し、440万円及びこれに対する令和元年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

10 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、次のとおりの負担とする。

(1) 原告1に生じた費用は、50分し、その3を被告aの負担とし、その余を原告1の負担とする。

15

(2) 原告2に生じた費用は、10分し、その1を被告グローの負担とし、その余を原告2の負担とする。

(3) 被告aに生じた費用は、25分し、その1を被告aの負担とし、その余を原告らの負担とする。

(4) 被告グローに生じた費用は、5分し、その1を被告グローの負担とし、その余を原告2の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

1 被告aは、原告1に対し、3200万円並びにうち2200万円に対する令和2年12月2日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち1000万円に対する令和4年8月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告2に対し、連帯して、2054万7663円並びにうち100

0万円に対する令和元年9月1日から及びうち1054万7663円に対する
令和2年12月2日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求1項は、原告1の被告aに対する、(1)別表1及び同4記載の加害行為を理
5 由とする不法行為に基づく2200万円の損害賠償請求（ただし、平成29年4
月1日以降の行為については、社会福祉法45条の21第1項を選択的に併合）
及び(2)別表2記載の加害行為を理由とする不法行為に基づく1000万円の損
害賠償請求である。

(1)の附帯請求は、訴状送達日の翌日である令和2年12月2日から支払済みま
10 で平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所
定の年5分の割合による遅延損害金、(2)の附帯請求は、訴えの追加的変更申立書
送達日の翌日である令和4年8月23日から支払済みまで民法所定の年3分の
割合による遅延損害金の各支払請求である。

2 請求2項は、原告2の被告らに対する、(1)被告aについては、別表3及び同4
15 記載の加害行為を理由とする不法行為に基づく2054万7663円の損害賠
償請求（選択的併合は、上記1(1)と同じ。）、(2)被告グローについては、①原告2
との雇用契約上の安全配慮義務違反又は②社会福祉法45条の17第3項にお
いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とい
う。）78条に基づく(1)と同額の損害賠償請求である。

20 附帯請求は、上記請求額のうち、1000万円については、上記加害行為の後
である令和元年9月1日から、1054万7663円については、訴状送達日の
翌日である令和2年12月2日から各支払済みまで改正前民法所定の年5分の
割合による遅延損害金請求である。

25 なお、別表における「X」及び「原」は原告を、「Y」は被告を、「準」は準備
書面を、「P」は頁をそれぞれ意味する略語である。

第3 前提事実

1 当事者

- (1) 被告グローは、平成26年4月1日、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（以下「本件事業団」という。）が社会福祉法人オープンスペースれがーと（以下「れがーと」という。）を合併し、同日、合併後に存続する法人の名称を「社会福祉法人グロー」に変更した社会福祉法人であり、高齢者の福祉サービス事業や障害者の文化・芸術促進事業等を行っている（以下、合併の前後を問わず「被告グロー」ということがある。）。（甲1）

本件事業団は、職場におけるセクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の防止に関する指針（乙11）を定め、「職場や職場外における性的言動により、利用者や他の職員等を不快にさせること」を就業規則上の禁止行為とし（乙12）、職員の懲戒処分の手続き等に関する取扱要領は、セクハラ

の懲戒処分基準を定めていた（乙14）。
被告グローにおいても、上記指針とほぼ同内容の職場におけるセクハラの防止に関する指針（以下「セクハラ防止指針」という。）を定め（甲27）、セクハラ防止対策として、ハラスメント規程及び賞罰規定を制定しており、また、組織内に相談窓口を設け、研修や職員からの定期的なヒアリングを実施していた。（乙2～9、11～21）

- (2) 被告aは、昭和●年生まれの男性で、平成11年から令和2年まで、社会福祉法人愛成会（以下「愛成会」という。）の理事を務めていたほか、れがーと（平成13年設立）の理事長、平成19年からは、本件事業団の理事長、合併後の平成26年4月からは、被告グローの理事長にそれぞれ就任し、令和元年6月までの間は、被告グローの法人本部企画事業部部長を兼任していたが、令和2年12月24日、被告グローの理事長を辞任した。（甲3、乙24、丁1、被告a本人、被告グロー代表者）

被告aは、厚生労働省社会保障審議会障害者部会委員、内閣府障害者政策委員会委員、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会会長、公益財団

法人糸賀一雄記念財団理事、滋賀県社会福祉審議会委員を歴任し、フランス共和国パリ市市民栄誉賞、厚生労働大臣表彰、未来のいしずえ賞（KODAMA国際教育財団）の受賞歴がある（丁1）。

5 (3) 原告1は、昭和▲年生まれの女性で、平成15年に愛成会の職員となり、平成19年4月から平成20年9月までの間は、本件事業団の職員であった。同年11月、愛成会に非常勤職員として復帰し、平成27年5月から愛成会の理事、同年9月に〇〇〇〇〇、平成29年に〇〇〇〇〇に就任した。（甲180、原告1本人）

10 原告1は、本件事業団では、被告aと共にスイスと日本が共同して行う障害者等の芸術文化推進事業に参加し、愛成会に復帰後は、フリーランスの非常勤職員の立場で、被告aと協働して障害者等の芸術文化推進事業を行っていた。

15 (4) 原告2は、昭和◆年生まれの女性で、平成24年4月に本件事業団と雇用契約を締結し、理事長の被告aが部長を兼務する法人本部企画事業部に新卒社員として所属した（争いが無い）。法人本部企画事業部の副部長はb1（以下「b1副部長」という。）、次長はb2（以下「b2次長」という。）、課長はb3（以下「b3課長」という。）であった（乙25）。

原告2は、令和元年6月27日、b1副部長に対し、被告aからセクハラによる被害を受けたことを申告し、同年8月末に退職した。（争いが無い）

2 本件訴訟前の経過

20 (1) 原告1は、令和元年9月26日、被告aに対し、「前に中野のもんじゃ焼き屋で原告1の胸を2回触ったこと」等に対する謝罪を求めるLINEメッセージを送信し、被告aは、これ応じる旨の返信をした（甲18）。

25 被告aは、同月27日、中野駅北口のルノアールで面会した際、原告1との間で、被告aによる同種の行為がこれまでに2回あり、自分の判断が甘かったと述べて謝罪をしたが、今後のセクハラ発言は止めてほしいとの要望には明確な回答をしなかった（甲19）。

(2) 原告2は、令和2年4月22日、本件訴訟代理人を通じ、被告aに対し、これまでのセクハラ及びパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）を謝罪し、全ての役職を辞任した上で、慰謝料1000万円を支払うよう求める内容証明郵便を送付した。（甲206の1及び2）

5 これに対し、被告aは、同年5月頃、本件訴訟代理人を通じ、示談ができるなら慰謝料400万円支払うが、理事は辞任しない旨を回答した（甲181、弁論の全趣旨）。

(3) 原告1は、令和2年6月17日、本件訴訟代理人を通じ、被告aに対し、これまでのセクハラ行為の謝罪、慰謝料1200万円の支払、全ての役職の辞任
10 を求める内容証明郵便を送付した（甲144の1及び2）。

3 本件訴訟提起

原告らは、令和2年11月13日、本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

4 消滅時効の援用

(1) 被告aは、令和4年3月3日（第4回口頭弁論期日）及び同年5月26日（第
15 5回口頭弁論期日）、原告らの被告aに対する不法行為に基づく損害賠償請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。（顕著な事実）

(2) 被告グローは、令和4年8月22日（第6回口頭弁論期日）、原告2の被告グローに対する法人法78条に基づく損害賠償請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。（顕著な事実）

20 第4 争点及び当事者の主張

1 原告1関係

(1) 被告aによる加害行為の有無

【原告1の主張】

ア 被告aによる加害行為の日時及び態様は、別表1、2及び4の「行為の年月日」欄及び「不法行為に該当する行為」欄記載のとおりである（以下、各
25 別表記載の加害行為を各別表「番号」欄記載の番号に沿って「番号1」など

といい、枝番号のあるものは当該番号に対応する枝番号により「番号7A」などという。)

イ 別表1及び2記載の加害行為は、別表1番号1及び同20（枝番無し）を除き、同表各番号記載の加害行為がそれぞれ原告1に精神的苦痛を与えるセクハラ又はパワハラに当たるものであって、番号毎に原告1に対する個別の不法行為を構成する。

ウ 別表1番号1記載の加害行為は、番号2から同47まで及び別表2番号101～同130までの全ての行為が原告1に対する一体の不法行為を構成するものである。

エ 番号20（枝番無し）の加害行為は、「行為の年月日」欄の始期から終期までの間、枝番AからTまでを含むタクシー内でのセクハラ行為が7年間で計140回以上行われていたものであり、これらの全ての行為が原告1に対する一体の不法行為を構成するものである。

オ 別表4記載の各加害行為は、原告1に直接向けられたものではないが、被告aが職場において日常的に行っていた行為であり、これにより女性職員が不快な思いをし、別表4「原告1への影響」及び「原告2への影響」欄記載に代表されるように、同職員らの職務遂行に影響を及ぼすという点で職場環境全体を悪化させるものであるとともに、原告1に対する直接的なセクハラ行為の温床になっているという点で、原告1に直接向けられた加害行為に劣らない違法性を有するものであるから、原告1に対する不法行為を構成する。

カ 以上の行為のうち、平成29年4月1日以降にされた加害行為（別表1の番号200～T及び45等）については、被告aの愛成会理事としての職務につき悪意又は重過失でされたものである（社会福祉法45条の21第1項）。

【被告aの主張】

別表1、2及び4「Yaの認否」欄記載のとおりである。

また、原告1の主張は、被告aの任務懈怠の内容が特定されていないから、被告aが理事としての職務につき悪意又は重過失であったとはいえない。

(2) 消滅時効

【被告aの主張】

5 ア 原告1に対する個別の不法行為が成立するとしても、本件訴訟提起日から3年より前（平成29年11月12日以前。以下同じ。）の行為に係る損害賠償請求権については、消滅時効が完成している（改正前民法724条）。

イ 消滅時効の起算点に係る原告1の主張は、否認し、争う。

ウ 被告aによる消滅時効の援用は、権利の濫用に当たらない。

10 【原告1の主張】

ア 消滅時効の起算点

原告1は、被告aとの年齢差、被告aの被告グロー及び愛成会における地位やその影響力、性暴力による影響、報復への恐怖などから、損害賠償を求めることができない状況が続いていた。そして、性暴力行為の被害者は、被害を言い出すこと自体を屈辱に感じる等の特徴があることからすれば、消滅
15 時効の起算点は、個別の不法行為の各終了時期ではなく、原告1が、個別の不法行為について被告aに対する権利行使をすることが具体的に可能となった時期、すなわち、本件訴訟代理人を通じて被告aに損害賠償等を請求した令和2年6月16日である。

20 また、原告1は、被告aの行為により、不安感等の症状や解離性健忘を発症するなどし、いまだに精神科に通院している。このような精神的損害の特徴に鑑みると、時効期間の起算点は、長期間にわたる精神的損害の進行が停止した時以降に、その全期間にわたる精神的損害を現実に認識した時期、すなわち、被告aが愛成会の理事を辞任した同年9月24日である。

25 イ 権利の濫用

原告1は、被告aが被告グローを支配していた上、被告グローには相談窓

口等が設置されておらず、周囲の役員が被告 a に同調していたことから、加害行為を受けた時点では、権利行使をすることができなかった。また、原告 1 は、被告 a からメールや電話等で執拗に攻撃されたり、仕事の打合せから外されたりしたことなどの被告 a 側の要因により損害賠償請求権が行使できなかつたものである。

以上より、被告 a による消滅時効の援用は、権利の濫用に当たる。

(3) 賠償すべき損害の発生及びその額

【原告 1 の主張】

別表 1 及び 4 記載の被告 a の行為によって原告 1 に生じた精神的損害は慰謝料 2 0 0 0 万円を下らず、また、この 1 割である 2 0 0 万円がこれらの行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額の損害である。加えて、別表 2 記載の被告 a の行為による同損害は慰謝料 1 0 0 0 万円を下らない。

よって、原告 1 は、合計 3 2 0 0 万円の損害を被った。

【被告 a の主張】

争う。

2 原告 2 関係

(1) 被告 a による加害行為の有無

【原告 2 の主張】

ア 被告 a による加害行為の日時及び態様は、別表 3 及び 4 の「行為の年月日」欄及び「不法行為に該当する行為」欄記載のとおりである。

イ 別表 3 記載の加害行為は、同表番号 4 8 の加害行為を除き、同表各番号記載の加害行為がそれぞれ原告 2 に精神的苦痛を与えるセクハラ又はパワハラに当たるものであって、番号毎に原告 2 に対する個別の不法行為を構成する。

ウ 別表 3 番号 4 8 の加害行為は、番号 4 9 から同 7 7 までの全ての行為が原告 2 に対する一体の不法行為を構成するものである。

エ 別表4の行為は、原告2に直接向けられたものではないが、原告2に直接向けられた加害行為に劣らない違法性を有し、原告2に対する不法行為を構成することは、上記1(1)【原告1の主張】オと同様である。

オ 以上の行為のうち、平成29年4月1日以降にされた加害行為（別表3の番号70、71、73及び74）については、被告aの被告グローの理事長としての職務につき悪意又は重過失でされたものである（社会福祉法45条の21第1項）。

【被告らの主張】

別表3及び4「Yaの認否」、「Yグローの認否」欄記載のとおりである。

また、原告2の主張は、被告aの任務懈怠の内容が特定されていないから、被告aが理事長としての職務につき悪意又は重過失であったとはいえない。

(2) 被告グローの責任原因

【原告2の主張】

ア 雇用契約上の安全配慮義務違反

社会福祉法人の代表者たる理事長は、法人の業務に関する一切の権限を有するのであるから、法人が負う安全配慮義務を自ら履行すべき者であり、理事長の行為により労働者が職場で安全に就業できなくなった場合には、当該理事長の所属する社会福祉法人が、安全配慮義務違反による債務不履行の責任を負うというべきである。

また、この点を措くとしても、被告グローには、下記①～⑧の義務があり、これらの義務を履行していれば被告aの加害行為を防ぐことができたから、被告グローが債務不履行責任を負うことは明らかである。

① 役員・全従業員に対し、ハラスメント防止規定等の講習や研修を行うなどして就業規則やセクハラ防止ガイドライン・指針等によって事業主のハラスメント防止の方針を明確化し、その周知・啓発する義務

② 適切な研修を受けた、中立な第三者でありかつ同性の担当者を配置し、

その氏名を告知する義務、被告グロー外にも相談窓口を設けるなどしてハラスメント被害の相談・苦情に適切に対応するための必要な相談体制の整備及び告知義務

③ 事実調査の際には、相談員とは別の調査員が事実調査を行うことを定めるなどして事実調査体制の整備義務

④ 被害事実を確認した場合に、被害回復のために適切な処置がなされる体制の整備義務

⑤ 事後措置として行為者に適切な処罰を含む対応が実施される体制の整備義務

⑥ 被害相談から事実調査に至る前段階において被害を訴える者及び訴えられる者のプライバシーを保護する措置の整備及び告知義務

⑦ 相談した者に不利益取扱いをしてはならないとする方針を明確にし、告知する義務

⑧ 定期的なセクハラ防止研修を行うなどして再発防止措置をとる義務

イ 代表者の行為についての損害賠償責任

被告 a による原告 2 に対する上記各加害行為は、代表者たる理事長がその職務を行うにつき、従業員である原告 2 に対して加えたものであるから、被告グローは、当該行為についての損害賠償責任を負う（法人法 78 条）。

【被告グローの主張】

ア 被告グローにおいて、雇用契約に基づき、従業員に対する安全配慮義務を負うことは認めるが、被告 a の原告 2 に対する加害行為につき、被告グローに安全配慮義務違反があったことについては、否認し、争う。

理事長の行為により労働者が職場で安全に就業できなくなった場合に、使用者である社会福祉法人自体が、安全配慮義務違反による債務不履行の責任を負う旨の主張については、その理論構成が特異なものというほかなく、採用されるべきものではない。

被告グローは、ハラスメント内容及び禁止を定める規定、ハラスメント発生時の処罰等の規定、ハラスメントを受けた場合の相談体制を構築するなどしており、被告グローの果たすべき義務はすべて履行している。

仮に、被告グローに安全配慮義務違反があったとしても、原告2の主張する被告aの加害行為は、被告aの個人的な行動又は被害者の意思に反して性的自由を侵害するような行為であり、被告グローがいかに安全配慮義務を尽くしていたとしてもそれらの行為を防止することは困難であったから、安全配慮義務違反との因果関係がない。

イ 被告aの加害行為は、被告グローの代表理事の職務を行うについてされたものではない。明確に被告aの個人的な行動又は被害者の意思に反して性的自由を侵害するような行為については、職務遂行行為に関連する行為として予定されていない、当該要件を逸脱した行為と評価すべきである。

(3) 消滅時効

【被告aの主張】

ア 原告2に対する個別の不法行為が成立するとしても、本件訴訟提起日から3年より前の行為に係る損害賠償請求権については、消滅時効が完成している（改正前民法724条）。

イ 消滅時効の起算点に係る原告2の主張は、否認し、争う。

ウ 被告aによる消滅時効の援用は、権利の濫用に当たらない。

【被告グローの主張】

法人法78条に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効期間は、3年というべきである（改正前民法724条準用）から、本件訴訟提起日から3年より前の行為に係る損害賠償請求権については、消滅時効が完成している。

【原告2の主張】

ア 消滅時効の起算点

被告aとの関係性や性被害の特徴については、原告2においても、上記1

(2)【原告1の主張】アで述べた事情が当てはまるから、消滅時効の起算点は、原告2が、被告らに対し、損害賠償請求権の権利行使をすることが具体的に可能となった時期、すなわち、原告2が被告グローを退職した令和元年8月31日又は原告2が被害者支援団体に相談し、初めて自分が被害者だと自覚した同年9月12日である。

また、原告2は、被告aの行為により、退職後に精神科に通院し、そこで初めて被告aの行為後の自身の症状が、外傷後ストレス障害の症状であったことが分かり、その後も、被告aから受けた性暴力被害を恥ずかしく思い、一人で外出できない等の状態が続いている。このような精神的損害の特徴に鑑みると、原告2が被告グローを退職した令和元年8月31日である。

イ 権利の濫用

原告2は、被告aが被告グローを支配していた上、被告グローには相談窓口等が設置されておらず、周囲の役員が被告aに同調していたことから、加害行為を受けた時点では、権利行使をすることができなかった。また、原告2は、被告グローがセクハラ相談窓口を周知していなかったこと、被告aからセクハラ口止めをされたり、意に反することをすると徹底的に嫌がらせをされたりしたことなどの被告a側の要因により損害賠償請求権が行使できなかったものである。

以上より、被告aによる消滅時効の援用は、権利の濫用に当たる。

ウ 法人法78条に基づく損害賠償責任は、第三者保護のための特別な法定責任であるから、消滅時効期間は10年である。

(4) 賠償すべき損害の発生及びその額

【原告2の主張】

別表3及び4記載の被告aの行為によって原告2に生じた損害は、慰謝料1000万円を下らない。

また、これらの行為がなければ、被告グローを退職することなく、令和元年

9月から本件訴訟提起までの期間も収入を得られたはずであるから、原告2の休業損害は477万7042円（原告2の退職時である平成30年度の年収409万4608円÷12×上記期間の合計14か月分）である。

さらに、同行為によって、原告2には現在も外傷後ストレス障害の症状が残存し、これは後遺障害等級第9級に該当し、少なくとも本件訴訟提起から3年間において原告2は35パーセントの労働能力を喪失したものと見えるから、原告2の逸失利益は390万2652円（上記409万4608円×0.35×2.7232）である。

これらの合計1867万9694円の1割である186万7969円が相当因果関係のある弁護士費用相当額の損害である。

よって、原告2は、合計2054万7663円の損害を被った。

【被告らの主張】

いずれも争う。

第5 原告1の請求に対する判断

1 認定事実

後掲各証拠の他、原告1、被告a各本人尋問及び同各陳述書（甲180、丁1）によれば、別表1及び2記載の「不法行為に該当する行為」欄記載の各主張につき、以下の事実を認定することができる。一方、その余の部分については、当該主張に係る事実を認めるに足りる証拠はない。

(1) 日常的なセクハラ（別表1番号2～5）関係

ア 被告aは、平成19年2月、原告1を含む参加者と共に、スイス・ローザンヌにあるアール・ブリュット・コレクションの視察ツアーに参加した（甲45、148～150）。

イ 被告aは、平成19年2月頃、「振り子が触れるように、真面目な仕事をした後、不真面目な発言をしないと、真ん中に戻れない」と発言したことがあった。

(2) 飲み会への誘いや電話①（別表1番号6～8、10、11）関係

被告aは、平成20年9月頃以降、原告1を飲み会に誘うことが頻繁にあり、また、土日や早朝、深夜にも仕事を理由に電話を架けることがあった（甲12、14、43、52、～57、67、100、108～110）。

5 (3) 飲み会への誘いや電話等②（別表1番号12～17）関係

被告aは、原告1に対し、平成21年7月7日から平成23年1月10日までの間、別表1番号12～17の「不法行為に該当する行為」欄に掲げる括弧内の文言を記載したメールを送信した（争いが無い）。

(4) メール（セクハラ）①（別表1番号28）関係

10 被告aは、原告1に対し、平成24年8月22日から同年9月10日までの間、別表1番号28の「不法行為に該当する行為」欄に掲げる括弧内の文言を記載したメールを送信した（争いが無い）。

このメールの中には、「好きですからね！」（平成24年8月22日）、「好きですからね。ずっと。もう少しの勇気。今月中には。好きです。」（同月23日）、
15 「いや、抱きしめたいと思って。それだけでした。」（同月26日）、「誰と一緒になの？今から抱かれるの？」（同年9月10日）と記載されたものがあった。

(5) 性暴力（別表1番号21、22）関係

ア 被告aは、平成24年9月19日午後9時半頃、原告1を中野駅北口の小料理屋「らんまん」での懇親会に誘い（甲12、13）、その終了後、原告1
20 を中野サンプラザホテルの自室に招き入れた。原告1は、懇親会が終了した頃から、飲酒のために記憶を失っており、翌朝、目が覚めると、被告aがベッドの隣で寝ており、原告1の上半身は裸で、ズボンのチャックが外れている状態であった。

イ 被告aは、上記アの出来事があったことから、別表1番号22の「不法行為に該当する行為」欄記載のとおり、愛成会を含め、関係者が集まる懇親会
25

の場で、「原告1は良い胸をしているんだよな」などとの発言を繰り返した。

(6) キス（別表1番号23、24）関係

被告aは、原告1に対し、別表1番号23及び24の「不法行為に該当する行為」欄の括弧内に掲げる発言をしたことがあった。

5 (7) 台湾出張（別表1番号25～27）関係

被告aは、原告1に対し、平成24年12月7日、台湾出張中の打合せに原告1は参加する必要がある旨を記載したメールを送信した（甲13）。

(8) メール（セクハラ）②（別表1番号30～43）関係

10 被告aは、原告1に対し、平成24年10月15日から平成25年5月25日までの間、別表1番号30～43の「不法行為に該当する行為」欄に掲げる括弧内の文言（ただし、番号31「(中野サンプラザのとき)、同43「(被告のことを)」を除く。）を記載したメールを送信した（争いが無い）。

(9) 飲み会への誘いや電話③（別表1番号9）関係

15 被告aは、原告1に対し、平成25年5月29日から同年6月4日までの間、別表1番号9Aから同Dまでの「不法行為に該当する行為」欄記載の時間帯及び回数 of 架電を行った（争いが無い）。

(10) メール（別表1番号18、19及び別表2）関係

20 被告aは、原告1に対し、平成26年2月9日から平成29年1月13日までの間、別表1番号18、19及び別表2番号101～130の「不法行為に該当する行為」欄に掲げる括弧内の文言を記載したメールを送信した（争いが無い）。

(11) タクシー内の行為①（別表1番号20A～P）関係

25 被告aは、平成27年6月2日から平成29年6月27日までの間、別表1番号20A～Pの「行為の年月日」記載の日に「不法行為に該当する行為」欄記載の出発地から目的地まで原告1とタクシーに同乗した際、原告1の臀部を触り、又は触ろうとするなどした（甲50～57）。

(12) 胸を触る（別表1番号45）関係

被告aは、平成30年8月30日、東京都中野区にあるもんじゃ焼き店で開かれた懇親会の清算をしていた原告1の胸を、被告aの手を振り下ろして押し付けるようにして触り、「やめてください」と言って拒絶する原告1の意に介
5 することなく、再度その胸を触った。（甲18、19、153）

(13) メール（パワハラ）（別表1番号46、47）関係

被告aは、原告1に対し、平成30年2月27日及び同年12月5日から同
月17日までの間、別表1番号46及び47の「不法行為に該当する行為」欄
に掲げるメール（甲16、17）を送信した（争いが無い）。

10 (14) タクシー内の行為②（別表1番号20Q～T）関係

被告aは、平成31年1月5日から同月8日までの間、別表1番号20Q～
Tの「行為の年月日」記載の日に「不法行為に該当する行為」欄記載の目的地
まで原告1とタクシーに同乗した際、原告1の臀部を触り、又は触ろうとする
などした（甲7～10）。

15 (15) タクシー内の行為③（別表1番号20枝番号のないもの）

被告aは、上記認定事実(11)及び(14)の日時・場所の他にも、平成24年から平
成31年にかけて、被告グローの業務に伴う移動のため、毎年、少なくとも1
0回以上、原告1とタクシーに同乗しており、その際にも、原告1の臀部を触
り、又は触ろうとするなどしていた。

20 2 事実認定の補足説明

(1) 認定事実(5)（「性暴力」別表1番号21）について

中野サンプラザホテル居室内での行為につき、原告1は、被告aが泥酔状態
であった原告1の上半身を裸にして胸を触り、強姦しようとしていたと主張
し、被告aは、原告1はひどく酔った状態ではなく、むしろ、被告aの誘いに
25 積極的に応じ、服を自ら脱ぎ始めたのであって、合意に基づく行為であったな
どと供述する。

しかし、原告1の主張は、記憶がないことを前提としたものであり、また、被告aは、本件訴訟提起前にした自らの発言は合意の存在を前提とする旨供述するが、むしろ、上記行為を自ら謝罪の対象に加えていることは（前提事実2(1)）、合意がなかったことを推認させるものというべきである。

5 よって、これらの主張及び供述は、いずれも採用することはできない。

(2) 認定事実(11)、(14)、(15)（「タクシー内の行為①～③」別表1番号20全て）について

10 被告aは、タクシーの車内で原告1の臀部を触ったことは数回に止まると主張するが、同じ時期に継続的に送信されていた被告aからのメールの内容を踏まえると、被告aの主張を採用することはできない。

そして、平成24年から平成31年にかけても、被告aが、被告グローの業務のため、原告1とタクシーに同乗する機会が多かったことに争いはないところ、被告aは、タクシーの車内で原告1の臀部を複数回触ったことを認めている上、被告aが送信したメールの内容（認定事実(10)）は原告1に対する性的な
15 要望をエスカレートさせる傾向が認められること、平成30年8月の時点でも、胸を触るといった明らかな性的行為に及んでいることを併せ考慮すると、上記1(11)及び(14)の日時だけでなく、毎年、少なくとも10回以上、原告1とタクシーに同乗する機会があり、かつ、その際にも同様の行為が繰り返されていたと推認することができる。

20 (3) 認定事実(12)（「胸を触る」別表1番号45）について

被告aは、原告1の胸を2度触ったことは認めつつ、その態様として、食事中、隣に座っていた原告の胸を2度、軽くつつくようにしたと主張するが、前提事実2(1)の経過に照らし、採用することができない。

3 被告aの不法行為責任

25 (1) 上記前提事実及び認定事実によれば、被告グローの理事長であって、社会福祉事業の推進等に係る関係機関等での要職を務めていた被告aが、20歳以上

の年齢差のある、原告1に対し、①平成24年8月頃から、「好きです」、「抱きしめたい」などと記載したメールを送信するようになり（認定事実(4)）、②平成24年9月19日深夜、原告1の明確な同意を得ないまま、中野サンプラザホテルの自室に誘って、上半身が裸の状態の原告1と一夜を過ごした後、「原告1は良い胸をしているんだよな」などとの発言を行い（認定事実(5)）、③「彼氏とはどうだ?」、「男と最近やっているのか」「ハグは?」などと発言したほか（認定事実(6)）、④性的な言動を記載した多数のメール（例えば、「好きです 好き?」（平成24年10月17日）、「僕はX1さんの人柄と身体が好き」（同年11月1日）、「抱き上げて良い?」（同月13日）、「朝まで一緒にいてほしいな」（同年12月19日）、「抱きしめて良いでしょうか」（平成25年5月6日）、「抱きしめたい」（同月20日、同月21日）、「ご褒美に身体が欲しい。」（平成26年8月18日）、1日のうちに6回に及ぶ「好きなのに」（同年10月4日）、「sexが終わったら、電話下さい。」（同年12月22日）「原告1の身体が欲しい!」（平成27年10月16日）、「抱かせて!私は膀胱の癌のようです。死ぬ前に抱きたいな」（平成28年4月19日）等）を長期間にわたって送信し続け、同時に、深夜や早朝にも電話をかけていること（認定事実(8)~(10)）、⑤これらのメールや電話での言動等に止まらず、タクシー内で原告1の臀部を触る等の行為を長期間にわたって繰り返したほか、飲食店内で原告1の胸を触った（認定事実(11)、(12)、(14)、(15)）というのであるから、これらの各行為は、いずれも原告1に不快感を与えるだけでなく、その人格的利益を違法に侵害する不法行為を構成するというべきである。

(2) そして、上記各不法行為は、いずれも、被告aが原告1に対する性的欲求を実現させるためにした行為であって、遅くとも平成24年9月以降、約7年にも及ぶ長期間にわたり、ほぼ間断なく継続していたものと認められるから、原告1に向けられた一連一体の行為として、継続的な不法行為に当たると認めるのが相当である。

(3) 以上に対し、その余の被告 a の行為（認定事実(1)～(3)、(7)、(13)）については、不快感を与えるものではあるものの、その人格的利益を違法に侵害するとまではいえず、不法行為を構成すると認めることはできない。また、別表 4 に掲げる被告 a の行為は、いずれも原告 1 に向けられたものではないというのであるから、仮に、そのような事実があり、原告 1 が不快に感じるがあったとしても、原告 1 の権利を侵害する不法行為を構成すると認めることはできない。

4 消滅時効の成否について

上記 3 の継続的な不法行為に係る消滅時効の起算点は、その最後の行為日（別表 1 番号 20 T・平成 31 年 1 月 8 日）とするのが相当であるから、本件訴訟提起時までに消滅時効が完成することはない。

そうすると、その余の点について検討するまでもなく、被告 a が主張する消滅時効の完成は、理由がない。

5 賠償すべき損害の発生及びその額

上記 3 の継続的な不法行為の態様及び本件訴訟に現れた一切の事情を考慮すれば、原告 1 の精神的苦痛の金銭的評価は、200 万円を下回らない。そして、相当因果関係の認められる弁護士費用相当額は、20 万円である。

なお、原告 1 は、別表 1 及び同 4 の加害行為によって生じた損害の遅延損害金の起算日等を令和 2 年 1 月 2 日から年 5 分、別表 2 によるそれを令和 4 年 8 月 23 日から年 3 分と主張しているところ、被告 a の原告 1 に対する不法行為は、上記 3 のとおり、原告 1 に向けられた一連一体の行為として、継続的な不法行為を構成するものであるから、その遅延損害金の起算日等については、後者を採用することとする。

6 小括

以上によれば、原告 1 の被告 a に対する請求は、不法行為に基づく損害賠償金 220 万円及びこれに対する訴えの追加的変更申立書送達日の翌日である令和 4 年 8 月 23 日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金を求める限度

で理由がある。

なお、選択的に主張している社会福祉法に基づく請求については、平成29年以降の行為に係るものであり、上記認容額を超えることはない。

第6 原告2の請求に対する判断

5 1 認定事実

後掲各証拠の他、原告2本人尋問及び陳述書（甲181）、被告a本人尋問及び陳述書（丁1）によれば、別表3及び4記載の「不法行為に該当する行為」欄記載の原告2の主張に関し、以下の事実を認定することができる。一方、その余の主張については、当該主張に係る事実を認めるに足りる証拠はない。

10 (1) 入社後（別表3番号50）関係

被告aは、原告2に対し、平成26年4月25日、別表3番号50の「不法行為に該当する行為」欄に掲げる括弧内の文言を記載したメールを送信した（争いが無い）。

(2) 東京出張での性暴力（別表3番号51～55）関係

15 被告aは、平成26年11月4日午後6時頃から、被告グローの作品公募事業のため都内に出張していた原告2や別法人の理事長等と飲食店にて飲み会を行い、同月5日午前零時30分頃から、被告aが宿泊する中野サンプラザホテルの自室において、原告2を含む参加者と飲み会を始めたが、同日深夜1時頃、原告2には仕事の話があるなどと言って、原告2のみを同室に残した。そ
20 して、「君は職業人としてどうなりたいの？」と質問し、目の前の仕事で精いっぱい、ビジョンが描けないなどと回答した原告2を叱責するなどした後、突然「好き」と言い、原告2の服の上から胸を触ったり、両手で抱きつくなどした上、舌を入れてキスをし、ベッドに押し倒した。さらに、抵抗する原告2のブラジャーを下げ、左胸の乳首を舐め、また、自身の指を舐めてから、抵抗する原告2のズボンをずり下げて下着の中に手を入れて、原告2の性器に指1本
25 を挿入した。その後、被告aは、服を脱ぎ、布団で自身の身体を覆うようにし

て丸まって抵抗する原告2に対し、「なんでなの」などと述べて原告2に覆いかぶさった(以下「性加害行為①」という。)(甲22、59、60、152【枝番号含む】、167、176)

(3) コンサート会場(別表3番号56、57)関係

5 被告aは、平成26年11月5日夕方に横浜で開催された障害者の和太鼓集団のライブに参加するよう原告2を呼び出し、「昨日はすごくうれしかったよ。覚えている?」と言って、原告2の手を強く握るなどし、さらに、「合意の上だよね。」などと原告2に言った(以下「口止め①」という。)(甲23、59、60、176)。

10 (4) 京都ホテルバー(別表3番号58～60)関係

被告aは、平成26年12月25日、原告2に対し、翌日午後8時に京都グランビアホテルのバーに来るよう指定し、同日、同バーにおいて、展覧会の企画書を書く等、レベルの高い仕事をするよう求めるなどしたところ、仕事に関し、上昇志向がなく、与えられた仕事をミスせずやり遂げることだけを考えて
15 いると回答する原告2を否定するなどしたうえで、「ホテルでのことは合意の上だったよね。」と言い、これに対し、原告2が「合意ではないです」と答えたところ、「このことは二人だけの秘密だよ。墓場まで持って行ってね」と言った(以下「口止め②」という。)(甲69、158、乙22、23)。

(5) 東京出張(別表3番号61～63)関係

20 被告aは、平成27年6月頃、原告2と東京に出張し、その期間中の深夜、被告aの宿泊する部屋で行われた飲み会后、原告2に対し、同室に残るよう求め、2人きりになった同室内において、仕事に関する話をした後、原告2の隣に座り、原告2の肩を触るなどし、さらに、キスをした(甲152の2及び3、176。以下「性加害行為②」という。)

25 (6) フランス出張(別表3番号64)関係

被告aは、平成27年6月3日から同月11日、原告2とフランスに出張し、

その期間中、宿泊したホテルを出て、街中を歩く際、原告2に対し、「デートみたいだね」、「こんなのどうですかね」などと言い、原告2と手をつないだ。

(7) タクシー、新幹線（別表3番号65、66）関係

5 被告aは、原告2に対し、タクシーに同乗した際に肩を突いたり、新幹線で移動した際に手を繋いだことがあった。

(8) 性的からかい（別表3番号67、68）関係

被告aは、「退職したら原告2と一緒にマレーシアに移住したい」との発言をしたことがあった。

(9) 電話やメール①（別表3番号69、72）関係

10 被告aは、平成26年11月から令和元年にかけて、原告2に対し、終業後や夜間にLINE電話を架けたり、LINEメッセージを送信するなどした。

(10) タイ出張（別表3番号75）関係

15 被告aは、被告グローの事業と無関係に行っていた有志の活動のため、タイに出張し、原告2も当該活動に被告グローの代表として参加していたところ、平成27年8月1日、現地人宅に宿泊する際、同人が、被告aも当該現地人宅に宿泊するよう求めているなどとして、原告2を含む女性職員3名が宿泊する部屋に被告aも宿泊してよいか尋ね、その承諾を得て、女性職員3名と同室に宿泊した。（甲177、証人b4）

(11) 北海道（別表3番号76、77）関係

20 原告2は、平成27年8月19日から同月23日にかけて、業務のため北海道に出張した。同月21日夜、被告aから架電があった際に翌日私用を予定している旨を伝えたところ、経費の流用であるなどと叱責され、その後、b3課長からも、翌日の飛行機で一旦帰宅するよう指示されたが、その後、同指示は撤回され、原告2は予定どおり出張業務を終えた。

25 原告2は、平成27年8月25日朝、被告グローのb2次長とb3課長から、被告aの指示により1ヶ月間出張禁止となったなどと伝えられ、同日に予定し

ていた滋賀県立精神医療センターへの訪問は中止となったが(甲63、丁1)、その後、b2次長と原告2が当該訪問先に謝罪し、同年11月10日に改めて訪問することとなった(甲63)。

(12) 電話やメール②(別表3番号70、71、73、74)関係

5 ア 被告aは、原告2に対し、令和元年5月1日及び同年6月3日、別表3番号70、74の「被告aの認否」欄記載の時間帯及び回数の架電を行った(争いが無い)。

10 イ 被告aは、原告2に対し、平成31年1月13日から同年5月1日までの間、別表3番号71、73の「Y aの認否」欄に掲げる括弧内の文言等を記載したメールを送信した(争いが無い)。

2 事実認定の補足説明

(1) 認定事実(2) (「東京出張での性暴力」別表3番号51～55)について

15 ア 被告aは、原告2が当日送信したLINEメッセージ(甲59)に被害に遭った旨の記載はなく、また、原告2の供述内容(「性被害に遭った後に日記を書けなくなった」、「この日記帳は、27歳の誕生日(平成■年■月■日)に購入した」原告2調書25頁)からすると、日記の購入日前には「性被害」(性加害行為①)に遭っていないことは明らかであるから、原告2の供述は、上記客観的事実に反し、その信用性に疑義があると主張すると共に、性加害行為①の事実を否認した上、当日の宿泊及び部屋飲みをした記憶もないと供述する。

20 イ しかし、まず、性被害に遭った事実を当日のメッセージ等に記載することが通常であるとはいえず、記載がないことが被害の不存在を推認させるものではない。また、原告2の上記供述中の「性被害」は、むしろ、平成27年6月の性加害行為②(認定事実(5))を意味するものと理解することができ、原告の供述が客観的事実に反するものとはいえない。

25 そして、被告aの上記供述は、立替金支払申請書添付のご精算書(甲16

7) 及び原告2と共に東京に出張し、中野サンプラザホテルに宿泊していた職員のb5(以下「b5」という。)の陳述(甲176)と齟齬し、これらの証拠によれば、当日の夜、被告aが原告2と共に部屋飲みをしていたことを認めることができる。

5 ウ また、原告2が当時の恋人宛に「怖い」と送信していること(平成26年11月5日午前1時24分・甲60)、また、b5宛にも「寝てるし寝ないって言ってたのに」と送信していること(同日午前1時26分・甲59)は、何らかの危害の存在をうかがわせるものというべきである。

10 エ そうすると、性加害行為①の有無やその具体的内容については、密室で行われたものであって、当事者の供述の信用性如何によらざるを得ないところであるが、原告2の供述は、具体的で、体験した者でないと供述しえない内容を含む上、上記各証拠から窺われる経過等に沿うものであるから、これを信用することができる。

15 他方、被告aの供述内容は、当日の宿泊や部屋飲みがあったかどうかを含め、当日の記憶は無いというものであって、客観証拠(甲167)や第三者の陳述(甲176)から窺われる経過等と齟齬するものであるから、これを信用することはできない。

オ 以上より、認定事実(2)のとおり、性加害行為①の存在を認めることができる。

20 (2) 認定事実(4)〔「京都ホテルバー」別表3番号58～60〕について

被告らは、被告グローの旅行命令簿(乙22)及び旅費支払請求書(乙23)の記録を根拠に、被告aは、平成26年12月26日の夜は東京都内に宿泊しており、同日夜に京都のグランビアホテルで原告2と面談していないことは明らかであると主張する。

25 しかし、上記旅行命令簿(乙22)には、旅行期間の記録(平成26年11月4日から同月6日まで)と実際の宿泊日(同月3日から5日まで)との齟齬

が認められ、上記旅行命令簿等以外のほかに被告 a の上記主張を裏付ける証拠は見当たらないので、上記 1 (4) の認定を覆すまでには至らないというべきである。

(3) 認定事実(5) (「東京出張」別表 3 番号 6 1～6 3) について

5 被告らは、被告 a は、原告 2 にキスした記憶はあるものの、その時期は、平成 2 6 年頃である供述し、原告 2 が主張する性加害行為②の存在を否認する。

しかし、被告 a は、平成 2 7 年 6 月頃に東京へのお出張をしたこと自体は認めている一方、被告 a が供述する時期に関する客観的な裏付け等はなく、むしろ、上記供述内容は被告 a 本人尋問まで主張されていないばかりか、陳述書 (丁 1)

10 にも記載されていないから、信用することはできない。

3 被告 a による不法行為責任

(1) 上記前提事実及び認定事実によれば、被告グローの理事長兼法人本部企画事業部部長として原告 2 の上司の地位にある被告 a が、概ね 3 0 歳の年齢差があり、入所 3 年目であった原告 2 に対し、①「好きです。」「二人で恋人気分でお

15 願います。」などと記載したメールを送信し (認定事実(1))、②平成 2 6 年 1 月 5 日午前零時半頃、性加害行為①に及び (同(2))、③口止め①、②を行った上 (同(3)、(4))、さらに、④平成 2 7 年 6 月頃、性加害行為②に及び、⑤フランス出張時にも手を繋いだ (同(5)、(6)) というのであるから、これらは、原告 2 に不快感を与えるだけでなく、その人格的利益を違法に侵害する不法行為を構成するとい

20 うべきである。

(2) そして、上記各不法行為は、平成 2 6 年 4 月から平成 2 7 年 6 月頃までの間、いずれも、被告 a が原告 2 に対する性的欲求の実現のためにした行為であって、継続的に繰り返されたものと認められるから、原告 2 に向けられた一連一体の行為として、継続的な不法行為に当たると認めるのが相当である。

(3) 以上に対し、その余の被告 a の行為については、行為の日時等の特定ができないものであったり (認定事実(7)、(8))、原告 2 の人格的利益を違法に侵害して

いるとまで評価することはできないから（同(10)～(12)ア）、不法行為を構成するとまで認めることはできない。

別表 3 番号 7 1 のキスマークの絵文字を送る行為（認定事実(12)イ）については、上記のとおり加害行為を受けた原告 2 が不快に感じるものといえるが、その前後のやりとりに性的な言動等は見当たらず、既成の絵文字を 1 回送信した
5
にすぎないものであるから、原告 2 の人格的利益を違法に侵害して不法行為を構成するとまではいえない。

(4) 別表 4 に掲げる被告 a の行為は、いずれも原告 2 に向けられたものではない
10
というのであるから、仮に、そのような事実があり、原告 2 が不快を感じる
ことがあったとしても、原告 2 の権利を侵害する不法行為を構成すると認める
ことはできない。

4 消滅時効について

(1) 上記 3 (1) の不法行為は、原告 2 に向けられた一連一体の継続的な不法行為に
15
当たるといえるが、最後の行為は平成 2 7 年 6 月頃となるから、本件訴訟提起
時まで消滅時効が完成していることになる。

(2) これに対し、原告 2 は、被告 a への損害賠償請求権の行使が具体的に行使可
能となった令和元年 8 月末（被告グローを退職した時）又は同年 9 月 1 2 日（支
援団体に相談した時）が消滅時効の起算点であると主張する。

しかし、平成 2 7 年 8 月の北海道出張時に、被告 a から出張中に私用を挟む
20
ことを叱責された際に反発しており、当時、原告 2 が、被告 a に何ら抵抗でき
ない状態にあったとはいえない。また、令和元年 6 月 2 7 日に b 1 副部長に対
して被告 a からハラスメントを受けている旨を申告しており（前提事実 1 (4)）、
それまでも、家族、恋人及び友人に、具体的な内容までは話さないまでも、
セクハラやパワハラにあっている旨を伝えていたこと（甲 1 8 1）からすれば、
25
原告 2 が、被告 a からされた行為をハラスメントであると認識し、周囲にも一
定程度伝えられていたといえるから、被告 a に対する損害賠償請求権の行使が、

原告2が主張する上記各起算点までの間、現実に期待できない状態にあったと認めることはできない。

(3) また、原告2は、退職後に初めて精神科に通院し、外傷後ストレス障害の症状があったことや、その後も一人で外出できない状態が続いたことなどを踏まえ、消滅時効の起算点を令和元年8月末（被告グローを退職した時）と主張する。

たしかに、上記3(1)の不法行為が原告2に大きな精神的苦痛をもたらしたと認められるが、原告2は、被告グローを退職するまでの間、長期間休養するなどしてその業務に支障が生じた事実は認められないから、当該主張も採用できない。

(4) また、上記(3)までに説示した点に照らせば、被告aによる消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとはいえない。

5 小括

以上によれば、別表3に掲げる被告aの加害行為は、上記3(1)の限度で不法行為を構成するが、これに基づく損害賠償請求権は、消滅時効が完成している。

そうすると、その余の点について検討するまでもなく、原告2の被告aに対する請求は理由がない。

6 被告グローの安全配慮義務違反

(1) 被告グローには、使用者として、従業員が良好な職務環境において労務の提供をできるよう職場環境を整え、その従業員の心身の安全に必要な配慮をすべき義務があることは当事者間に争いが無い。

そして、被告グローは、セクハラ防止指針のほか、ハラスメント防止対策としての各種規程を定め、相談窓口を設け、研修や職員からの定期的なヒアリングを実施するなどしていたが（前提事実1(1)）、その代表者を名宛人とするハラスメント規程はなく、代表者を対象者とするハラスメントに係る講習等は実施されていなかった。

このような中で、被告グローの代表者自身である被告 a が上記 3(1)の加害行為に及んだこと、被告 a が原告らとは別の職員に対し性的な言動をした際にも、その場の簡単な口頭注意のみにとどまっていること（被告グロー代表者）からすれば、被告グローが上記義務を怠り、被告グローは安全配慮義務違反による債務不履行責任を負うというほかない。

(2) 被告グローは、被告 a の明確に個人的な行動又は被害者の意思に反して性的自由を侵害する行為については、いかに安全配慮義務を尽くしてもそれらを抑止することは困難であるから、因果関係が認められず、安全配慮義務違反による債務不履行責任を負わないと主張する。

しかし、上記 3(1)の加害行為は、①業務上使用する携帯電話でメールを送信したもの（認定事実(1)）、②業務上の出張時（東京、フランス）の宿泊に利用したホテル内又はその付近で行われたもの（同(2)、(5)、(6)）、③上司の立場で呼び出したコンサート会場やホテルのバーで行われたもの（同(3)、(4)）であるから、職場そのもの又は少なくとも実質的に職場の延長線上での行為であることは明白である上、被告グローにおける被告 a と原告 2 との立場の違いや被告 a の酒席でのセクハラ発言を相当の地位にある者も注意できなかったこと（被告グロー代表者）などを踏まえれば、被告 a が上司である立場を利用して、従業員である原告 2 に加害行為を加えたことは明らかであって、およそ個人的な行動であるとはいえないから、上記主張を踏まえても、債務不履行責任を負うことは明らかである。上記被告グローの反論は採用できない。

7 賠償すべき損害の発生及びその額

(1) 上記 3(1)の被告 a による加害行為の態様、特に、性加害行為①、同②は、性的侵襲度が高く、原告 2 に深刻な精神的苦痛を与えるものであることなど的一切の事情に照らせば、原告 2 に生じた精神的苦痛は、400万円を下回らない。

そして、これと相当因果関係の認められる弁護士費用相当額は40万円である。

(2) 他方、原告 2 が被告グローを退職した時期は、上記不法行為から3年以上経

5 過した令和元年8月末である上、その間、原告2に上記不法行為による精神症
状が現れたり、それにより業務に支障が生じていた事実を認めるに足りる証拠
はないから、退職に伴う休業損害の発生を認めることはできない。また、逸失
利益についても、休業損害について説示したものに加え、原告2が精神科に通
院し始めたのは、被告グローを退職して約8か月経過した後であることからす
れば、令和2年8月20日当時に外傷後ストレス障害の発病が認められたとし
ても、被告グローの安全配慮義務違反と相当因果関係を認めることはできない。

したがって、原告2の休業損害及び逸失利益に関する請求には理由がない。

(3) 小括

10 よって、原告2の被告グローに対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請
求は、440万円及び遅延損害金を求める限度で、理由がある。

なお、選択的に主張している社会福祉法に基づく請求はもとより、法人法に
基づく請求についても、上記認容額を超えることはない。

第7 結論

15 よって、原告らの請求は、主文第1項及び第2項掲記の限度で理由があるが、
その余は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 野口 宣大

20 裁判官 矢崎 達也

25 裁判官 柿部 泰宏